

令和7年度 長久手市保育認定（2号・3号認定）利用者負担額（保育料）基準額表

（単位：円）

階層区分		月額保育料							
		3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0		0		0			
B	市町村民税非課税世帯	0		0		0			
C	市町村民税均等割のみ課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯）	7,000		0		0			
D 1	市	48,600円未満	10,000	9,800	0	0	0	0	
D 2	D 2 a	町	48,600円以上 57,700円未満	13,000	12,700	0	0	0	0
		D 2 b	村	57,700円以上 58,000円未満	13,000	12,700	0	0	0
D 3	D 3	民	58,000円以上 69,000円未満	16,000	15,700	0	0	0	0
D 4		D 4 a	税	69,000円以上 77,101円未満	22,000	21,600	0	0	0
	D 4 b	税	77,101円以上 85,000円未満	22,000	21,600	0	0	0	0
D 5	D 5	所	85,000円以上 101,000円未満	28,000	27,500	0	0	0	0
D 6		得	101,000円以上 120,000円未満	34,000	33,400	0	0	0	0
D 7	D 7	割	120,000円以上 138,000円未満	39,000	38,300	0	0	0	0
D 8		課	138,000円以上 169,000円未満	44,000	43,200	0	0	0	0
D 9	D 9	税	169,000円以上 230,100円未満	49,500	48,600	0	0	0	0
D 10		額	230,100円以上 397,000円未満	52,500	51,600	0	0	0	0
D 11	額	397,000円以上	55,000	54,000	0	0	0	0	

備考

- 1 この基準額表にいう年齢は、年度当初において達している年齢とする。（年度途中で年齢区分の変更は行わない。）
- 2 この表の階層区分の認定は、4月から8月までは前年度の市町村民税課税額で、9月から翌3月までは当該年度の市町村民税課税額で行う。
- 3 市町村民税の課税額は、入所児童の属する世帯のうち、入所児童の保護者に係る課税額の合計とする。この場合、市町村民税の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、また、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除等を差し引く前の額とする。）をいう。
- 4 この表のB階層に属する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の児童に係る保育料は、この表の規定に関わらず0円とする。
- 5 この表のC階層からD2a階層までに属する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の児童に係る保育料は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る保育料は、表1にかかわらず0円とする。
- 6 児童の属する世帯が次に掲げる世帯（以下「ひとり親世帯等」という。）の場合で、B階層からD4a階層に属する世帯のときは、表2に掲げる額とする。
 - (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【表2】

階層区分	月額保育料					
	3号（3歳未満児）		2号（3歳児）		2号（4歳児以上）	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
B又はC	0	0	0	0	0	0
D 1	4,500	4,400	0	0	0	0
D 2 a	6,500	6,350	0	0	0	0
D 2 b	6,500	6,350	0	0	0	0
D 3	8,000	7,850	0	0	0	0
D 4 a	9,000	9,000	0	0	0	0

7 6に該当する世帯のうち、生計を一にする負担額算定基準者でその出生が最も早いものから順に数えて第2番目以降の児童に係る保育料は0円とする。

8 4から7に該当する世帯以外の世帯において、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、**企業主導型保育施設**等に入所又は児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用している場合には、入所児童のうちその出生が最も早いものから順に数えて第2番目の児童に係る基準額は、表1に定める額に2分の1を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とし、第3番目以降の児童に係る基準額は、表1にかかわらず0円とする。

9 保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上（3歳未満児を1人以上含む場合に限る。）監護し、かつ、これらの児童と生計を同じくする場合には、表1にかかわらず、該当児童のうち、その出生の最も早いものから順に数えて第3番目以降の3歳未満児（その児童が年度の途中で満3歳に達した場合においても、その年度中は対象児童とみなす。）に係る基準額は0円とする。

10 公立保育所で延長保育を利用する児童の属する世帯に係る保育料は、基準額表及び各項の規定により算出した利用者負担額に、次の表の利用区分に応じた延長保育料を加算した額とする。ただし、基準額表のA階層の世帯に属する場合又はB階層からD1階層に属し、ひとり親世帯等に該当する場合は、延長保育料を加算しない。

利用区分	単位	延長保育料
午前7時から午前7時30分まで	1回	100
午後6時30分から午後7時まで	1回	100

11 この表における市町村民税の課税額は、教育・保育認定保護者又は当該教育・保育認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、特定教育・保育施設等の利用者負担上限に係る市町村民税所得割を算定するものとする。なお、算定に当たっては市町村民税所得割に8分の6を乗じた額をもとに利用者負担を決定する。